

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和7年7月1日～令和7年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が100万円を超える測量・建設コンサルト及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
例	〇〇課	R7.4.1	〇〇システム保守委託契約	〇〇の基本情報を収集、現況整理及び分析を行うシステムの保守契約業務	当該事業者は〇〇システムを構築した業者であり性能を継続維持できる唯一の事業者であるため	株式会社〇〇 △△支店	¥ 1,700,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
1	デジタル推進課	R7.7.31	令和7年国勢調査用品の仕分け等業務	令和7年国勢調査用品の仕分け等業務	当該事業者は国から直接荷物集約配達業務を受託し、国勢調査用品を当該事業者所有の倉庫に保管していることから、仕分け業務について有利に契約できるため。	日本通運株式会社大阪支店	¥ 2,964,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
2	デジタル推進課	R7.8.1	令和7年度基幹系システム設備等機器セットアップ業務	基幹系システム設備等機器セットアップ業務	令和8年1月から標準化システムの運用開始を予定しており、更新する基幹系システム設備等の機器については、現行の基幹系システムと標準化システムの両方を利用できるようセットアップする必要がある。当該事業者は、本市基幹系システム及びネットワークの構築事業者であり、様々な貝塚市仕様の設定について内容を熟知しており、それらの環境や設定を構築し基幹系システム設備等機器をセットアップできる唯一の事業者であるため。	(株)南大阪電子計算センター	¥ 9,163,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	デジタル推進課	R7.8.1	令和7年度情報系システム設備等機器セットアップ業務	情報系システム設備等機器セットアップ業務	当該事業者は、本市情報系ネットワークの構築事業者であり、様々な貝塚市仕様の設定について内容を熟知しており、それらの環境や設定を構築した上で、情報系システム設備等機器をセットアップすることができる唯一の事業者であるため。	(株)南大阪電子計算センター	¥ 2,585,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	課税課	R7.9.1	令和9年度の固定資産（土地）の評価替えに係る貝塚市不動産鑑定評価実施業務委託契約	令和9年度に実施される固定資産（土地）の評価替えに係る鑑定の委託契約業務	3年に1度の固定資産の評価替えに係る標準宅地の鑑定評価については、評価の地域バランス、相続税路線価及び地価公示価格との均衡化が必要となる特殊な業務であり、周辺地域との鑑定評価における均衡調整を行えるのは同法人だけである。	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会	¥ 17,744,320	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和7年7月1日～令和7年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が100万円を超える測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
5	市民課	R7.9.17	コンビニ交付システム標準化対応業務	コンビニ交付システムを標準準拠システムに対応するための環境構築業務	本業務は現行のコンビニ交付システムを国が定める標準準拠システムに対応するための環境構築を行うものである。当該事業者は、現行の戸籍及びコンビニ交付システムのプログラム開発・構築事業者であり、かつ、現在、戸籍システムの標準準拠の環境構築を行っており、標準化対応業務において、既存システムに不具合が発生した場合、その瑕疵の起因者を一元化できるため。	富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店	¥ 3,388,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	上下水道営業課	R7.9.1	上下水道料金調定システム改修業務【e L T A X】	令和8年9月に導入予定であるe L T A Xに対応させるために、上下水道料金電算システムを改修する業務	当該事業者は上下水道料金電算システムを構築した業者であり、同社以外の業者が本業務を行う場合、不具合が生じたときの責任の所在が不明確となるだけでなく、正確な保守が不可能となることから、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,310,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
7	水道管理課	R7.7.4	地蔵堂3号線配水管移設工事設計業務(王子窪田第47工区)	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	関西技術コンサルタント株式会社	¥ 4,642,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
8	水道管理課	R7.7.7	近義木島線外1線配水管移設工事設計業務(橋本第8工区)	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	株式会社日本インシーク	¥ 4,906,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
9	水道管理課	R7.7.3	小瀬半田線外1線配水管移設工事設計業務(小瀬第28工区)	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	株式会社五星関西支社	¥ 5,027,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和7年7月1日～令和7年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が100万円を超える測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
10	水道管理課	R7.7.3	半田三昧川線配水管移設工事設計業務（半田第2第9工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	株式会社大建技術コンサルタント	¥ 4,988,500	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
11	水道管理課	R7.7.3	西校石才線外1線配水管移設工事設計業務（脇浜第39工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	株式会社シードコンサルタント大阪支社	¥ 4,653,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
12	水道管理課	R7.7.1	畠村三ツ松線外2線配水管移設工事設計業務（森三ツ松第20工区）	公共下水道事業に伴う上水道管の移設設計業務	過年度に本市下水道推進課より当該地区を含む現地調査や測量、設計等を実施させており、工事施工に伴う不具合が生じた際に責任の所在を明確にできる唯一の業者であるため。	株式会社西日本設計	¥ 4,950,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
13	選挙管理委員会事務局	R7.7.17	選挙システム保守・立会等サポート委託（令和7年度参議院議員通常選挙）	令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に係る当日投票所用選挙システムの開発業者で、かつ、連携させるデータを抽出する住民情報基幹系システム・期日前投票システムの開発業者でもあり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	当該事業者は当日投票所用選挙システムの開発業者で、かつ、連携させるデータを抽出する住民情報基幹系システム・期日前投票システムの開発業者でもあり、本業務を適正に行うことができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 1,056,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	学校教育課	R7.7.1	令和7年度脊柱側わん症検査業務委託契約	小学校第5学年、中学校第1学年・義務教育学校第7学年全員及び「前年度精密検査受診者」に対する脊柱側わん症検査及び解析業務	当業務については、検査機器を市内全学校に持参し、集団受検方式により実施しなければならない。また、性質上一次検診、二次検診及び判読まで一貫して実施する必要がある。 当該事業者は、本市において上記業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	医療法人 厚生会	¥ 1,674,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 委託契約における随意契約理由の公表（令和7年7月1日～令和7年9月30日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が100万円を超える測量・建設コンサルト及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
15	スポーツ振興課	R7.7.15	第26回貝塚市民スポーツの日事業委託契約	「貝塚市民スポーツの日」の企画及び運営に関する業務	「貝塚市民スポーツの日」は、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、又、相互のふれあいの輪を広げ、もって市民の心身の健康な発展と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する目的で行うものであり、その目標を達成することが出来るのは、貝塚市スポーツ協会、貝塚市スポーツ少年団、貝塚市スポーツ推進委員協議会等本市におけるスポーツ関係団体で組織された「貝塚市民スポーツの日実行委員会」以外存在しないため。	貝塚市民スポーツの日実行委員会	¥ 1,687,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
16	青少年教育課	R7.7.8	貝塚市はたちの集い開催事業委託契約	令和8年1月11日に開催する「はたちの集い」の企画・運営等の業務を委託	当該事業者は主に今年度20歳になる市内各中学校の卒業生で構成された団体であり、当該事業に関連する中学校等と連携し事業を実施できる唯一の団体であるため。	貝塚市はたちの集い実行委員会	¥ 1,321,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17	図書館	R7.7.16	電子図書館システム連携導入業務委託	電子書籍の貸出や閲覧を可能にするためのシステム導入・改修	「市民図書館第6期電算システム」に「電子図書館システム」を追加導入し、「市民図書館第6期電算システム」のシステム改修を可能とする事業者は、「市民図書館第6期電算システム」の構築者である株式会社南大阪電子計算センター以外に存在しないため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 3,520,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号